

## 神戸中学校周辺地区におけるゾーン30の設定について

このたび、周辺自治会様の御要望をもとに、事故の発生状況や交通状況等を踏まえ、自治会、三重県公安委員会（鈴鹿警察署）、鈴鹿市の協議により、神戸・河曲地区の一部で、公安委員会主体により、生活道路における歩行者等の安全を確保するための「ゾーン30」事業が実施されます。市内では庄野小学校地区に続いて2例目です。自動車運転される皆様、歩行者や自転車を思いやるやさしい心で、安全運転をお願いします。

### ゾーン入口の標識

- ◆とき 平成29年3月28日  
(ゾーン入口に規制標識等が設置されます。)
- ◆ところ 神戸中学校周辺 86.27ha の区域 (下図のとおり)

### ◆ゾーン30とは

「ゾーン30」とは、生活道路における交通安全対策の一つで、ある一定の範囲内(ゾーン)の生活道路について歩行者等の安全を確保するための事業です。

ゾーン内は、自動車の最高速度を30km/hに設定し、歩行者等の通行を最優先に考えるとともに、通過交通を可能な限り抑制することを目的とします。

### ◆目的

主として小中学校等の通学路を含む生活道路が密集する区域をゾーンとして指定して、歩行者の安全を確保し、自動車事故を防止するために行います。

### ◆具体的施策

指定区域に入る道路の入口に、標識や路面表示等を行って、ゾーン30の指定区域であることを明示するほか、区域内は必要に応じて路側帯の設置等による速度抑制や通過交通の抑制を図ります。



路面表示(注意喚起)



[問い合わせ先] 鈴鹿市交通防犯課 北川・清水 電話059-382-9022)